

等の収集についての特例規定が設けられているところでございます。

○小川敏夫君 この法案の第一条で「特定債務者」とは、「と、ちょっとさらっと読んじゃうと、あれ、法人だけかなというふうにも読めるようでわかりにくいんです。でも、要するにこれは個人も法人も当然特定債務者になり得るわけござりますね。」

○衆議院議員(鶴井久興君) 経済的に破綻のおそれのある者の経済的再生に資するために、公正かつ妥当で経済的合理性を持つているというその観点でございますので、個人、法人というものは問いませんし、また事業者である非事業者である、そのこともわからないようになっております。

○小川敏夫君 それで、予定する調停の事案で、

特定債務者は金銭債務を負っている者ということですが、金銭債務というと普通は借入金が多いんでしようけれども、それ以外にも売掛金とか工事代金とか、あるいは不法行為の債務もありましょうし、サラ金に陥っている債務者とかそういうことではなくて、金銭債務すべてを当然含んでおるわけですね。

そうしまして、それを前提の上で聞くんですが、例えば今サラリーマンで大変住宅ローンで苦しんでおられる方がおる。特に、バブルのときに高い物件を買って、ローンの残高が物件の価値を超えてしまっている、あるいはローンを返済する資金がないというように困窮している方がいらっしゃるわけですが、そういう人も当然この特定債務者の中に含まれてこの調停制度を利用することができると考えてよろしいわけでしょうか。

○衆議院議員(鶴井久興君) 御指摘のとおりだと思います。

○小川敏夫君 例えば住宅ローンなどの場合、債権者が複数ではなくて単独の場合もございます。この法律の趣旨ですと、例えば債権者が多数ある場合に、そつした集合関係の複数の債権者との関係で債務者を整理をするということも一番のポイントだというふうにお伺いしたんですが、債権者

が単独でもこの調停制度は利用できるわけですか。

○衆議院議員(山本幸三君) この法案では債権者の数が単数であると複数であると区別をつけた場合にちゃんと債権者間でバランスがとれていますので、当然単数の債権者の場合であっても対象になります。

○小川敏夫君 また一方、例えば今、現実に会社更生までいかなくても大変に多額の借入金に苦しんでいる大手のゼネコンとかそうした非常に巨型企业もあるわけでございますが、そうした巨大企業もやはり特定債務者としてこの調停制度を利用することができますよなということによろしいわけです。

○衆議院議員(山本幸三君) 原理的には、いかなる形態の法人、大企業であろうと可能でございます。

ただ、その場合に、権利関係が大変複雑でとても調停ができるのかというようなことがございまして、そのところは調停委員会がそれを適当と認めるかどうかというところはございますけれども、法文上はそういう区別がございませんので、もう話がほとんどまとまっているというよう

な段階でそれは可能であると判断すれば、大企業であろうと使うことはできます。

○小川敏夫君 非常に権利関係が複雑であるとしても、例えば債権者が非常に数が多いと、たまたまこの調停は債権者のすべてを相手に起こす必要はないのです。その中で任意に取り出した、取り出すというのはおかしいですけれども、解決したい債権者だけをピックアップして調停を起こす、そういう利用の仕方も当然認められているわけですね。

○衆議院議員(山本幸三君) 御指摘のように、対象となる債権者をこの債権者でやろうということはできますが、ただその場合、十五条で、調停条項案が再生するため公正かつ妥当で経済的合理性を有することを規定しています。

○小川敏夫君 条文の中に入っていますが、関係においてそういうことがちゃんとと言えるかど

うかという判断をしなければなりません。

もちろん、調停外あるいは一般的には発生済んでいる、そして残りはこの特定調停で話

がもう済んでいたり、やりましょうという形でやって、しかし全体として見えた場合にちゃんと債権者間でバランスがとれている、合理性があるということになれば、当然適用されるということになります。

○小川敏夫君 また一方、例えば今、現実に会社更生までいかなくても大変に多額の借入金に苦しんでいる大手のゼネコンとかそうした非常に巨型企业もあるわけでございますが、そうした巨大企業もやはり特定債務者としてこの調停制度を利用することができますよなということによろしいわけです。

○衆議院議員(山本幸三君) 原理的には、いかなる形態の法人、大企業であろうと可能でございます。

ただ、その場合に、権利関係が大変複雑でとても調停ができるのかというようなことがございまして、そのところは調停委員会がそれを適当と認めるかどうかというところはございますけれども、法文上はそういう区別がございませんので、もう話がほとんどまとまっているというよう

な段階でそれは可能であると判断すれば、大企業であろうと使うことはできます。

○小川敏夫君 非常に権利関係が複雑であるとしても、例えば債権者が非常に数が多いと、たまたまこの調停は債権者のすべてを相手に起こす必要はないのです。その中で任意に取り出した、取り出すというのはおかしいですけれども、解決したい債権者だけをピックアップして調停を起こす、そういう利用の仕方も当然認められているわけですね。

○衆議院議員(山本幸三君) 御指摘のように、対

象となる債権者をこの債権者でやろうということはできませんが、ただその場合、十五条で、調停条

項案が再生するため公正かつ妥当で経済的合理性を有するものでなければならぬという

議者としてはどうのよなケースを考えておられるんでしょうか。

○衆議院議員(山本幸三君) 第十一条は、事件が特定調停に適さないと認められる場合等に、調停委員会が特定調停事件を終了させることができる旨を定めています。すなわち、民事調停におけることは、一般に「調停委員会は、事件が性質上

終了させることができます。

○衆議院議員(山本幸三君) 「調停委員会は、申立人が特定債務者であるとは認められないときは認められないとき、又は事件が性質上特定調停をするのに適当でないと認めるときは、特定調停をしないものとして、事件を終了させることができます。これはもう一般的の民事調停でそういうことになります。

それに加えまして、この特定調停におきましては、「調停委員会は、申立人が特定債務者であるとは認められないとき、又は事件が性質上特定調停をするのに適当でないと認めるときは、特定調停をしないものとして、事件を終了させることができます。申立人が特定債務者であるとは認められないとき」と申しますのは、資力が十分にあってとても支払い不能に陥るおそれがあるというような当事者とは認められない、そういう場合を考えております。

それから、後段の「事件が性質上特定調停をするのに適当でないと認めるとき」と申しますのは、例えば一つは、特定債務者の事業や負債の規模等により、特定調停手続によつたのでは特定債務者の資産、債務の状況等に係る事業関係を明らかにすることができるようないような場合、これはまさに大企業でとても規模が大き過ぎてその関係権利者から財産の状況から全部調停委員会で調べてやるというのは到底、ゼロから始めようとしてもできない。ほとんど全部そういう話が済んで、ただお墨つきだけというような場合には可能かもしれませんけれども、そうでない場合には

約がかかるでありますので、外した債権者との関係においてそういうことがちゃんとと言えるかど

そういうことがあり得るというように思つております。

それから一つ目には、例えば一部の債権者が弁済を受けておりますけれども、これを取り戻さないと債権者間の公平が保たれないというような場合がありまして、それが話し合いによって、調停手続によっては公正、妥当で経済的合理性を有する内容の合意を成立することが困難である、そういう状況になつてゐるというような場合を考えられます。そういう場合に、弁済期にある債務の弁済でございましても、倒産というようなことになつた場合には破産法上の否認権の対象になります。それにもしても一部の債権者だけに優遇的にやついて、とてもそれでは合理的な解決が困難ないというような場合が考えられると思つております。

○小川敏夫君 十二条の「文書等の提出」の点でございますが、民事訴訟法もそれぞれ当事者が相手方に対して文書提出を求めることができる規定があるんですが、どうもこの十二条の提出はそれよりも広いようと思ふんです、こら辺の提出を求めることができる文書の範囲について説明をいただきたいんです。

○衆議院議員(山本幸三君) 十二条で文書提出命令、これはこの特定調停が債務者の全体像を明らかにして、そして経済的再生を図ろうという目的を持っておりまして、そのために特に必要がある場合には調停委員会が文書提出命令をかけられるという規定を置いて、できるだけそういう実効を上げようとしているわけですが、民事訴訟法の文書提出命令と似通っているではないかといふところでござります。

このところの調停委員会の文書提出命令と民事訴訟法の提出命令とは少し違いまして、一つは、民事訴訟法における文書提出命令といふのは当事者の申し立てによって発せられます。これによつて、民事訴訟法は御承知のように弁論主義と申しますか、当事者が申し立てたことに基づいて裁判所が判断するということでございますので、

相手がその提出命令に従わなければ提出命令をかけた側の主張が通るという形になつてゐるわけですが、この民事調停の方ではそうではなくて、職権探知主義という形でやつておりますので、そういう形で、相手方との関係においては民事訴訟法も、本法の提出命令は当事者または参加人に対し、上のそういう提出命令に応じなければ相手方の主張が通るというような形で制裁がかかっているものとは違います。

それから、民事訴訟法の提出命令は当事者以外の第三者に対しても発することができますけれども、本法の提出命令は当事者または参加人に対してものみ発することができるということになつております。

この特定調停の文書提出命令はまさに「特に必要があると認めるとき」ということになります。そこで、調停委員会がこの調停が公正かつ妥当で経済合理性を有する調停ができるということのため特に必要があると認める場合に限つておりますので、これが無制限に広がるというようなこともあります。この十二条ですと、その要件に当たらぬ場合は求めることができないわけです。どうもこの十二条ですと、その民事訴訟で定めている文書提出命令よりも広くこの提出が求められるようになつてゐると思うんです。

○小川敏夫君 それで、私がちょっと疑問、疑問といふことでもないんだけれども、疑問といえば疑問ですから、民事訴訟では文書提出命令の要件が定められておりまして、その要件に当たらぬ場合は求めることができないわけです。どうもこの十二条ですと、その民事訴訟で定めている文書提出命令よりも広くこの提出が求められるようになつてゐると思うんです。

○衆議院議員(山本幸三君) 例えは、具体的な例で申し上げますと、私も、民事調停でサラ金の調停なんかをやつてゐる事例を聞くわけあります、債務者の方がサラ金の取り立てに応じて何度も利息を払つてゐる。ところが、債務者の方はなかなかそういう記録を克明に残していないことが多いのですから、そ
ういたしましたときに、債務者の方はいつこれだけの金額を返してくれましたということをなかなか示してくれない。今の民事調停ではこういう出命令がないものですから、そのことがはつきりわかりないためにうまく進まないということがございます。

もしそのことがわかれれば、例えば利息制限法の率を超えた以上に返していけることは結構多いわけあります。もありますけれども、その部分がきちんと計算できまして、それを超える分については元本充当す

るという形で調停をうまく成立させることができるんですけども、現行の民事調停ではそれができないらしいということで、この特定調停ではそういう場合を想定いたしまして、債権者の側にどれだけの金額をいつ返してもらったかというところを出してもらって、そういう事態にうまく債務者

だけの立場に立った形で解決ができるようなものを想定しております。

○小川敏夫君 それで、私がちょっと疑問、疑問といふことでもないんだけれども、疑問といえば疑問ですけれども、民事訴訟では文書提出命令の要件が定められておりまして、その要件に当たらぬ場合は求めることができないわけです。どうもこの十二条ですと、その民事訴訟で定めている文書提出命令よりも広くこの提出が求められるようになつてゐると思うんです。

そうしますと、調停がうまくまとまればそれでいいんでしょ、けれども、調停がまとまらないで訴訟に移行するようなことも考えますと、本来訴訟では文書提出命令ができない、つまり相手方の防御方法ということもあって提出命令ができないものが調停委員会の場においてそれが出てしまつて、そのことで、こら辺の民事訴訟における文書提出命令の制限を超えてしまうような形での制度が利用あるいは乱用されてしまわないかなと少し感じたんですねが、これは調停委員会が当事者あるいは参加人から提出を求めた、そして提出があつたものは当然当事者もこれは閲覧なり臠写でわかるわけですね。

○小川敏夫君 これは、調停委員会の文書提出の運用の仕方によっては民事訴訟の攻撃防御方法の枠組みを超えてしまって、乱用される危険性があり得るんじゃないかという点を私の疑問として指摘させていただきます。

次に、質問ですが、この調停の場合、金銭債務ですから、当然調停成立というのは金額の免除かあるいは期限の猶予かと思うんですが、その免除の場合は、債務者が免除を受けた場合の免益に対する課税、あるいは一方、免除した方が債権者の方で損金処理できるのかという税法上の問題が前回の金融国会の際の特別立法では記載されていましたが、この法案ではそれがない、な
いことは好ましいと思ってるんですが、そここの税法上の点について御説明いただければ

くる。

この民事調停におきましては、そうではなくて、調停委員会が一切のいろんな必要な資料等をみずから権限でできるだけ集めて、そして判断していくということで考えておりますので、その意味では、調停上特に必要があるという場合にはこの資料というものは提出命令を出すことができるということでございます。

そのところがどちらがより広くてどちらが狭いかということはケースで違うと思いますけれども、民事訴訟法の方は、当事者の主張の一部としてそういう作業をうまくやるために調停委員会が必要と認めれば、それは必要な限りにおいて求めるということでやつておるわけでございまして、しかもその場合に、「特に必要があると認めるとき」ということで、そのことの具体的な意味は、特定債務者の資力、債務の状況あるいは具体的な残債務の額等、特定調停を行つに当たつて明らかにすべき重要な事実関係においてそれが特定調停の成否に大きな影響を及ぼす場合に提出命令をかけるというようなことだと考えております。

○小川敏夫君 これは、調停委員会の文書提出の運用の仕方によっては民事訴訟の攻撃防御方法の枠組みを超えてしまつて、乱用される危険性があり得るんじゃないかという点を私の疑問として指摘させていただきます。

次に、質問ですが、この調停の場合、金銭債務ですか、当然調停成立というのは金額の免除かあるいは期限の猶予かと思うんですが、その免除の場合は、債務者が免除を受けた場合の免益に対する課税、あるいは一方、免除した方が債権者の方で損金処理できるのかという税法上の問題が前回の金融国会の際の特別立法では記載されていましたが、この法案ではそれがない、な
いことは好ましいと思ってるんですが、そここの税法上の点について御説明いただければ

○衆議院議員(山本幸三君) 御指摘のよう、に、昨年の金融国会で出ておりました不動産関連権利等調整法、略称でそう私ども呼んでおりますが、その中では、御指摘のように債権放棄した場合の無税償却、そして債務免除益については過去の累積損失との相殺ということを法律上明記しております。これは御批判を受けまして、今回法文上取り入れることをしなかったわけであります、それがの場合にじやどうなるかということです。

そのメリットというのは、確かに倒産に至らしめるよりはできるだけ事業を継続してもらつて、長い目で見て債権者間でバランスのとれた措置をすればそれ自体メリットがあるということも当然ございます。

しかし同時に、その処理を行いますときに、例えば債権放棄をした場合に無税償却が認められるというようなことが債権者にとっては最大のメリットであるわけでありまして、私ども、銀行やあるいは貸金業者さん方の話を聞いておりますと、なぜ債権放棄をしないのかというと、基本的には二つの理由があると。一つは下手にやると株主代表訴訟をやられるおそれがある、二つ目は、債権放棄をしても無税償却が認められるかどうかわからなければとても乗れない、その二つの理由でなかなかうまくやってくれないということです。

それを私は、こういう特定調停制度という一つの司法制度を使えば株主代表訴訟の心配もないし、あとは税務処理ですねということになります。

税務処理については、最初に申し上げましたように法文上の規定がございませんので、基本的に税務署の個別判断という形になるわけでござります。その場合に、法人税、所得税法の取り扱いがありまして、債権放棄をした場合でも、寄附金が当たらなければ当然損金算入ということになる

う判断を税務当局がするわけであります、それは債権放棄を行うことの相当性とか、あるいは立直す意味の債権管理がなされているかとか、あるいは債権放棄する範囲が相当であるかとか、等々個々に見て判断するということになるわけであります。

私どもは、国税当局に、この特定調停制度が活用されるためには、国税当局としてもこの法案の趣旨つまり公正かつ妥当で経済的合理性のある調停を進めるんだという趣旨をよく理解し体して、個別の税務判断のときにはぜひ協力してもらいたいということをお願いしております、この点は国税当局と最高裁との間で随分詰めてもらつております。国税当局も、そういう特定調停が一般的の民事調停とは違つた、そういう意義を十分に理解して、できるだけ迅速かつ円滑に処理ができるように、例えば税務署に相談窓口をつくつた上での協力をもらつております。

したがいまして、基本的には今の法人税の基本通達の考え方方に立つて国税当局が判断する、その場合には、しかし特定調停の制度は十分に理解しましたが、いまして、おおむね順調な事件処理がされております。

今回の特定調停制度でござりますけれども、この多重債務者の事件、債務弁済協定調停事件のかなりのものが特定調停事件として申し立てがされるということが予想されますけれども、今までのノウハウを生かしていくと思います。そのはか、金銭債務の調整等が必要になる場合もござります。今後の議論のように、いろいろ税務上の問題やら企業の財務上の問題についての専門的知識が必要になる事件も出てくるかと思いますけれども、そういう専門的な知識を持つた調停員を確保するといふ点についても話を進めております。

そこで、これから債権免除のところでござりますけれども、これは御指摘のように問題がござります

ございませんけれども、資力喪失ということが明らかに認められれば、それはそこで課税関係は終わりということの取り扱いになると理解しております。

○小川敏夫君 最後に、最高裁判所にお尋ねします。法の施行期間が二ヵ月というふうに非常に短くてすぐに施行される、もし法律が成立すれば、すぐに行われる中で、調停員に専門の人を特に指定するということで、いろいろな要件がございましたが、こうした準備等、施行の受け入れ体制等はどうございましょうか。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 裁判所としましては、これまで多重債務者の債務調整に関する事件を中心とする調停事件について対応するために、まず事件処理において重要な役割を果たす調停員、これにつきましては資質の高い者を確保するということで努力をしております。その後は機動的な人員配置、比較的余裕のあるところからこの調停を扱う部門への人員の異動というようないふなことがござりますけれども、こういう人員配置をいたします。それから、受け付け体制の充実、それからOA化等による事務処理の効率化、いろいろなことを進めてきておるところでございまして、おおむね順調な事件処理がされてい

る」と認識しております。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でございます。

このたび議員立法でこの特定調停法案を提出されましたけれども、現在の消費者金融でありますとか、いわゆるカードローンとか住宅ローンの問題を考えた場合に、本当に時宜に合ったというふうに私も考えます。

ただ、特定債務者に原則的に全然限定がないことで、先ほども小川委員の方からも質問があつたんですが、ゼネコンでも使えますよというような話がありました。ゼネコン徳政令という批判が去年あつたからとありますけれども、ことの三月四日、自民党がこの特定調停法案を出されました。このたびの質問が決めたときに、山本幸三先生が日経新聞のインタビューに答えられた記事が載っています。そこでは、やっぱり金融機関はゼネコン向けの債権放棄に動いているんじゃないですかというような問い合わせに対し、いや、特定調停でお墨つきとなればというようなお話をされていました。そこで、やっぱりゼネコンがお墨つきとなればというようなお話をされいるんですね。そうすると、何かやっぱりゼネコンのなか、去年のあれとは別に新たに決めてもやっぱりゼネコンが念頭に置かれているのかなとうんのですが、その点いかがでしょうか。

○衆議院議員(山本幸三君) 私の発言についての御質問でござりますので、昨年の金融国会のときは、特にそれもゼネコンだけと考えたわけじゃないと思いますけれども、法人だけを対象にしておりました不動産権利等調整法でしたからそういう議論がございました。先ほど黒井先生から申し上げたように、そのときの批判を受けて今回組み立てたわけありますけれども、その意味では個人も入れて、すべての個人、法人、事業者あるいは非事業者を問わず対象にするという点についても話を進めております。もともと民事調停自体が一切の制限のない、対象に特に制

限をしておるものではございませんので、それはいかなる場合にも対象になり得るという形であります。

その後、御指摘のように、新聞報道等によりまして、ゼネコンの方々は既にもう個別に話し合いを銀行さんとして事実上そういう債権放棄というふうなことをやっているわけですね。これはまさに、こういう法律がなくても、先ほど申し上げましたように、ケースによっては法人税の基本通達に基づいた税務処理もできるわけでありますので、それにのつとつたら無税償却という形でやっているかも知れないし、それは今でも特に法律がなくともできるし、私どもから見れば、むしろゼネコンさんは、そういうことを銀行との間で話をつける交渉力も持っているし、あるいは弁護士の先生方あるいは公認会計士の方々を擁してそういう処理を銀行との間でつけてやるし、実際にやっているというように理解をしております。

ラ金等による多重債務者の申し立てます民事調停

○橋本教君 調停委員会の直接の権限ではないと
いう二点ですね。

七
四

けでございますので、そうした人たちに調停制度をうまく活用してほしいという期待もあるわけでござりますし、また住宅ローンの債務者もふえてるという状況もあるわけございます。

先ほど来御答弁申し上げておりますが、こうして個人で経済的破綻に至りかけている、そうした

そこで、もう一つの問題は、第十四条でございま
すが、第十四条では、今度は「調停委員会は、
特定調停のために必要があると認めるときは、官
庁、公署その他の適当であると認める者に対し、意
見を求めることができる」と、こうあるわけです
ね。

○橋本敦君 そういう答弁なんですが、租税債権

○橋本敦君 そういう答弁なんですが、租税債権について税務署に遠慮なさらないで、調停委員会としては、調停を成立させるために妥当な解決を図る上で、租税債権の国の行使についても一定の意見を言う、そういうことで理解をしてくれるならば、円満な解決方法について協力を求める、そういう姿勢でやっていただきたいんじゃないかなと私は思うんですけども、もう一遍、そのと

○衆議院議員(山本幸三君) 結論的に申し上げれば、おっしゃるとおりでござります。
この規定は、経緯を申し上げますと、この法案をつくっておりましたときに、特に民主党さんの方からこういう規定を入れてもらいたいという御指摘がございまして、私どもも大いに結構なことではないかということで、この規定と、民事執行手続で給付債権のやつを外した、この二点が当初

にはあるわけござります。また、法人につきましては、やはり現下の経済情勢を反映いたしまして、企業倒産が増加しておるわけでござりますし、我が国経済の再生という観点からも不良債権の実質的な処理を促進していく、そうしたことでも今必要とされているのではないかと思っておりますし、また、いわゆる商工ローンの債務者となつております中小事業者につきましても、円滑な債務調整の手段を提供するということが必要なことではないかということござります。

このように本法案は、法人、個人、事業者、非事業者を問わずに、経済的に破綻するおそれのある

て、滞納処分ということでこの租税債権の徴収ができる進んでいきまして、これに対する執行停止ができぬないと調停を円満に成立させるのが難しいという状況が起つたときにも、租税債権はそういうふうな執行停止の対象にならないというお話をございましたが、この第十四条で官公署などに「意見を求める」ことができる」と、こうありますので、「の官公署には当然税務当局も入っているのではないか」と私は解釈したいんですが、どうなんぞ見を求める、この意見の中で妥当な解決が図られるように、滞納処分、租税債権の扱いについても一定の配慮ということを求める事ができるのでないかと私は解釈したいんですが、どうなんぞ

○衆議院議員(山本幸二君)　この租税債権のとことか。
　　それは、徵収法等に基づいた範囲の議論であろうと思いまして、それはそういう法制上なかなか一部免除とかいうようなことは難しいと理解しておりますし、これはやはり民事調停の、民事上の紛争を處理ということで限定して考えるのが筋ではないか。
　　そのことによって、確かに租税債権の問題が重要な問題であるということは、御趣旨はよく理解いたしますけれども、体系上、民事調停の一類型が、

す。その趣旨は、まさに労働組合等の意見を求めるの原案に、民主党さん等の意見を入れて修正したことになります。それが経緯でございまして、このことについてございまして、その事業者にとっては労働組合の協力が、やはりその事業者にとってはその事業が再生できるかどうかということには決定的な意味を持つわけでございまして、その意味ではまさに経済的再生に資するとの観点から、調停条項は公正かつ妥当で経済的合理性を有する内容のものでなければならないわけでありますので、労働組合の意見は極めて重要であり、むしろ再生の可能性を決定づけるようなもの」というよ

○橋本乾君 次に論を進めたいと思うのですが、この第七条で、先ほども議論になりましたけれども、ます。

○衆議院議員(山本幸二君)　租税債権についての滞納処分がある場合に、これはそもそも民事調停の対象になつていないので、この特定調停

○橋本敦君 これ以上議論しても、同じことをぐるぐる回りになるでしょうから。
難ではないかなという気がしております。

うに理解されますので、最大限尊重されるべきものだと理解しております。

させて、又は立てさせないで」、「民事執行の手続の停止を命ずることができる。」という非常に大事な条項がござります。これは「特定調停に係る事件の係属する裁判所は、」と、こうなつておりますから、調停委員会が申し立てるわけじゃなくして、調停委員会が裁判所に意見を申し出る、あるいは当事者の裁判所に対する申し出に対しても調停委員会が意見を述べる、そういう関係はどういうふうに機能するんでしょうか。

○衆議院議員(山本幸三君) この七条の規定では「申立てにより、」ということで、当事者から裁判所に申し立てがあった場合に裁判所がそれを判断してやるということでござります。

停の対象になつていいないということは先ほど申し上げたとおりでございます。

この十四条の官庁または公署その他適当と認められるものに意見の聴取を求めることができるとしております規定では、例えば事業者であれば、その事業者が免許事業をやっているような場合にはその免許を与えていたる役所を考えておりますし、当然御指摘のように税務署もあり得るわけであります。が、私どもが念頭に置いておりますのは、先ほどのからの税務処理の関係、無税償却が可能になるかどうかというようなところを念頭に置きましたて、この滞納処分についてどうできるかといふところまで想定はしておりません。

協力してもらわう必要があるときは、調停委員会は十四条の規定で、遠慮なく意見を言うことができるというように解して運用してもらいたいです。同じ十四条で、労働組合があるときはその労働組合の意見も聞くということで、「意見を求めるものとする」と、こう書いてありますから、これは、労働者あるいは労働組合の地位保全あるいは賃金・債権等に重要な関係がありますから私は賛成する規定ですが、ここでは、「意見を求めるものとする」と、こうあります。当然、調停委員会は、意見を求めた以上は可能な限りその意見を尊重するという姿勢で意見を求めて対処していくだけだと、こう解釈したいのですが、どうなんですか。

て、大麥裁判所も御苦勞なさつておりますて、私も調べてみますと、現状では調停係の職員は年休もなかなか取れないというぐらいの事件が急増している。そしてまた、お昼休みも十分とれないという状況と聞いております。書記官の残業も大麥ふえておるわけですね。

今度はこの規定によつてかなり特定調停ということでの申し立て件数がふえ、利用されることも考えられるわけですから、人員の問題、それからさらには調停室というのは、私は簡易裁判所に行つても地裁へ行きましてもなかなかか部屋がそう簡単にはないので苦労されている現状にもよくぶつかるんですけれども、そういういたインフラ整備あ

あるいは人的整備を含めて思い切って、これが施行使され来年度以降、予算も含めて抜本的な対策を御検討なさる必要があるんじゃないとか私は思つておるんですが、最高裁のお考えはいかがですか。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 債務弁済協定事件の多くが特定調停事件として裁判所に持ち込まれるということが予想されるわけでござります。現在でも債務弁済協定事件は非常に多数のものが係属しておりますので、その対応をいろいろ考えておるわけでございます。

う。で

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 事
向を踏まえまして、予算的な点も視野に入
応を検討していくたいと思っております。

○橋本敦君 終わります。

今 民事調停制度がありますけれども、それについてのこの特徴が、数として例えばどのぐら
い移行していくのかということについてお聞きさ

たいと思います。

現在の民事調停の事件のうち、この法案で問題になつてゐる例えば多重債務関係などの件数、割合はどうへども、ハセヒト、ゼン。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君)　いわゆる債務弁済協定調停事件といふ形での統計はひとつない

おりませんけれども、簡裁の貸金業調停事件そなへてから信販関係の調停事件これがこれに相当する

ものだらうと思ひます。

三千三百七十一件ございましたが、これが順次次
増いたしまして、平成十年は十八万八千四百九十九
件ということになります。民事調停事件全件は

の割合ということで申し上げますと、全体の七
%がいわゆるこの債務弁済協定調停事件に相当す

るもの、こういう数字でござります。
○福島瑞穂君 ありがとうございます。

つまり、現在の民事調停事件の七六%をこの注案が扱おうとしているいわゆる多重債務関係など

の件数が占めていると。

場合には、さすがに周知徹底すれば、今個人破産件数あるいは破産予備軍の個人は少なく見積もっても百五十万人と言つておりますが、非常にこ

の件数がふえるのではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 特定調停
制度が導入された場合には、委員御指摘のよう

この点につきましては、裁判所といたしましても既にいろいろ検討しておるところでございまして、例えば日本公認会計士協会とか日本税理士連合会とかそういう関係団体にも話をしておりました。そういう専門的な知識を有している調停委員の確保保つていうことも考えていただきたいというふうに考えております。

○福島瑞穂君 今おっしゃったように、民事調停委員については、例えば「事案の性質に応じて必要な法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者を指定するものとする。」といふにしていらっしゃいますけれども、現在の調停委員は約一万三千人、とてもこれでは足りない上に専門的なスタッフをたくさん指定せざるを得ません。

その点は、話はついているんでどうかというのは変な言い方なんですが、ある程度その供給のめどというのはあるんでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(千葉勝美君) 関係団体の方でもこの裁判所の申し入れの趣旨を十分理解していただきまして、できるだけ調停委員になつていただくということで、こういう関係団体も協力をしていくということです。

○福島瑞穂君 ちょっと一つ前に戻つて申しわけないんですが、今もたくさん占めている七六%を独立させて、資料提出命令など制度を充実するわけですから、裁判官、書記官などの数も絶対にふやさざるを得ないだろうと思うんですが、その点についてのもう少し明言、前向き的回答をお願いします。

○最高裁判所長官代理人(千葉勝美君) この種の事件の処理には調停委員が中心的な役割を果たすということとで調停委員のことを申し上げましたが、もちろん裁判官それから書記官も重要な問題な対応はしていきたいというふうに考えておりまでございます。

裁判官におきましては、現在債務弁済協定事件の多いところなどではそういう専門的、集中的な係などをつくっておりまし、そういう組織的が、もちろん裁判官それから書記官も重要な問題な対応はしていきたいというふうに考えておりま

す。

○福島瑞穂君 破産の相談なども大変多いです
し、破産あるいは夜逃げをしたり、あるいは自殺
がふえているなど、いろんな社会問題が起きて
ます。

裁判所としては、例えば広報、この制度の周知
徹底、特別調停制度の周知徹底などについてはど
うやってやつていかれる御所存でいらっしゃいま
すでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) この制度
ができました場合の制度のPRといいますか、ぜひ
御利用くださいというようなことを裁判所が言
うはどうかという感じがいたしますので、恐ら
く立法相手に携わっている方々がいろんな形で、
いろんな方法でこういうのを紹介されることにな
るだろと思います。我々といたしましては、そ
ういう一般の利用者との関係では、やはり具体的
に裁判所に来られた方の窓口での対応ということ
が大事であろう、そこを中心と考えていきたいと
いうふうに考えておるわけでございます。

窓口相談で、例えば現在などでもイラストを取
り入れて手続をわかりやすくしたリーフレット、
こういったものを使って説明しております
し、いろんな調停手続のそれぞれの中身について
もわかりやすく説明している。それから、調停の
申し立ての希望があったときには、定型の申し立
て用紙というのを用意しておりまして、適宜記入
方法を説明しながら、申し立て書を作成していく
その補助をしていくというようなやり方をしてお
ります。こういった形での窓口での対応とい
うのを今後とも充実させていきたいと考えおり
ます。

○福島瑞穂君 家庭裁判所や簡易裁判所は無料法
律相談などを非常に精力的にやっていらっしゃ
いますが、ぜひもっとPRをしてよろしく頑張って
ください。

次に、税金についてお聞きをします。
きょうも質問が出ましたけれども、損金処理に
ついての規定は今回ありません。

その規定がない理由、経過について教えてください。

○衆議院議員(山本幸三君) 昨年の金融再生国会
で内閣提出の不動産に関する権利等の調整に関
する臨時措置法がございましたけれども、これも
法人が対象であります、不動産の効果的な処分
を通じて企業の再建を図る。そしてまた、金融機
関の不良債権の自主的処理を促進するために總理
府に不動産関連権利等調整委員会をつくって、そ
ういう調停、仲裁をやるという制度を考えたわ
けであります、先ほど申し上げましたように、
幾つかの批判を受けまして今回の特定調停という
ことになりました。

その批判は大きく三つござります。一つは、調
停、仲裁は行政委員会でやるべきじゃない、本来
裁判所でやるべきだという御批判。それから二番目
が、事業者だけじゃなくて個人債務者について
も対象とすべきだと。事業者だけにしていたのが
ゼネコン対象じゃないかと批判を受けたわけであ
りました。それから三番目が、御指摘の税制上の特
例措置でございまして、これは債権放棄された
場合の無税償却を自動的に認めるという規定にな
っておりましたし、債務免除益についての累積
債務との相殺という規定もありました。しかし、
これはおかしい、やはり税務署の個別の判断が筋
ではないかと、いう御批判でございました。

こうした御批判を受けまして、ある意味でその
すべてを取り入れたという形で組み直したのが今
回の特定調停法案でございまして、したがいまし
て、個人も対象にいたしますし、裁判所の民事調
停制度の一類型として組み直したと。そしてその
結果、債権放棄等に伴う税制上の手当では法文上
しないということになったわけでございます。

これは、その意味では御批判を受けてやるとい
うことでございますが、ただ、そういうふうに切
り離した結果、それじゃ効果が出るのかという感
覚もございまして、そのところは国税庁と相当
激しく、私からいえば激しくやり合いでいたしま
して、国税庁としては個別の判断という建前は崩
かず、私たちも公平にされているかどうか監視す

すわけにはいかないけれども、最大限この趣旨を理
解して協力はしたいというよう組み立てたと
いうことでござります。

○福島瑞穂君 債権放棄をした場合に損金処理を
必ずするようにはれば、債権を回収するよりも損
金処理をしてしまえというふうな形で貸し手側の
モラルハザードが起きる可能性があるので、今回
の制度は合理的だろと思います。

ただ、衆議院でもそうですし、今回でもそうな
んですけど、結局ケース・バイ・ケースだと、税務
署の運用に任せることになりますと一体どうなる
のか。個別のケースでわからないとか、あるケースは損金処理される、あるケースはされないとい
ういろいろな問題が起きてくるのではないか
と思うんですけど、その点はどうなんでしょうか。
例えば、裁判所で弁護士なり当事者、多重債務
者と交渉して、最終的に損金処理をされるのかさ
れないのかわからないまま話をするという間に不
安定な状況になると思うんですが、そこはどうな
るんですか。

○衆議院議員(山本幸三君) この辺は法文上の書き方で、民事調停の世界では従来意見を求めるこ
とができるという規定が通常であります。それを強めて一步踏み込むというところは、従来の合意ベースで話をするような、民事調停の世界ではこれもちょっと異常なんですが、それでも踏み込
もうという決断をいたしました。

その際に、行政庁なりあるいはそういう調停委員会に義務づけるという場合に、しなければならないと書くのがいいのかというところは、ちょっと法則上の書き方で余りにぎりぎり表現はどうかと踏み込む気持ちちは決まっているわけですか
と、そこで、国税庁の、税務当局の個別の判断とい
うのはこれは動かしがたいわけありますけれども、しかし、この特定調停制度の趣旨は十分に理解してもらおうという確約をいたしておりますので、従来はそういう処理をやつても税務署の判断は全然別ですから全くわかりませんよという不安定な状況にあつたわけですね。そこで、その間のギャップを埋めるために、先ほども国税庁の方から御答弁いただきました。主要税務署には相談窓口をつくって、その調停の過程でも大体
いけるというような感触が得られるような形にして、そしてまとまれば、もうそういう感触も得て

いればほぼ自動的にいけますよという形でやつて
いただければというふうに思っております。
○福島瑞穂君 実際上の運用で具体的にどうなる
かは、私たちも公平にされているかどうか監視す
るということをやつていただきたいと思います。
最後に一点確認で、先ほど橋本委員からもあり
ましたが、十四条第二項の、労働組合があるとき
はその労働組合、労働組合がない場合には従業員
の過半数を代表する者の意見を求めるものとする
ということについての質問がありました。

条文が求めなければならぬというふうにな
てないということについてちょっと一抹の不安
も、実質的には求めなければならないということの確
認をよろしいでしょうか。

○衆議院議員(山本幸三君) この辺は法文上の書き方で、民事調停の世界では従来意見を求めるこ
とができるという規定が通常であります。それを強めて一步踏み込むというところは、従来の合意ベースで話をするような、民事調停の世界ではこれもちょっと異常なんですが、それでも踏み込
もうという決断をいたしました。

○委員長(風間組君) ありがとうございます。

○委員長(風間組君) ありがとうございます。

○委員長(風間組君) 他に御発言もないようです
から、本案に対する質疑は終局したものと認めま
す。

○委員長(風間組君) 委員の異動について御報告
いたします。

本日、中曾根弘文君及び吉川芳男君が委員を辞

任され、その補欠として龜井郁夫君及び久野恒一君が選任されました。

○委員長(風間親君) これより討論に入ります

す。——別に御意見もないようでござりますので、これより直ちに採決に入ります。

〔委員会報告書〕
特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(鶴間絶君)　全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(風間旭君) 御異議ないと認め、さよなら
決定いたします。

○委員長(風間紹君) 民事再生法案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

○塩崎恭久君 質疑のある方は順次御発言願います。

民事再生法の質疑がやっと始まることになりました。去年、私ども自由民主党では、先ほどの提

案者であります山本幸三議員を初め、実は何を隠そう白井法務大臣がまたその中心としてトータルプランというのをつくるまいったわけでござります。

それは、日本経済の問題の本質は三つの過剰だ、というようなことがよく言われますが、中でも債務の過剰の問題というのが言ってみれば我が日本経済の震源地というべき問題ではないか、こういうことで、それが集約されております金融機関の不良債権の処理の問題、そしてまた、そこから派生して金融機関の再編の問題にまで至ったわけでございますが、こうしていろいろ日本の経済の問

題を考えるに当たって、この債務の問題をこれだけ抱え込んでしまったときに何をすべきかといふ

そういう中で、我々はもう一回民主党の皆様方にも御理解を賜ってこれを復活したいと。決して政治小説などではなく、現実社会に直結する問題を扱うことを

セネン教説たる銀行教説たじやないんだといふことであつたんですが、結局そういうことには至ららず、今通のました特定問題、これは言つてみつ

個人あるいは零細な企業を中心として債務の整理をしようという法律が一つできましたが、これいふては特許法の特許権も保護されるべきだ。

の間の国会ではうまく通らなかつた。結局、きょううこうして特定調停はでき上がつて、そして今度

民事再生、つまりチャプターイレブン型と呼ばれている再建型倒産法制がここで議論になって、皆

様方の御議論の後に成立をしてくれればと、こういうふうに思つてゐるわけであります。

長々申し上げましたが、やっとここまでたどり着いたわけでありますけれども、この倒産法制、アジアの通貨危機のときにもいろいろな問題が皆指摘

されましたけれども、やっぱりあいつた国々の抱えていた問題の一一つには倒産法制度がきちっとして

ていなかつた、こういう問題があつたやに聞いて
いるわけであります。

日本も倒産五法と呼ばれている法律がありますけれども、かなりクラシックな法律もございまして、

で、我々がトータルプランの話を言う前からおどろく。法務省はその問題点に気づいて検討していたのだといふようになりますが、我々、トータルプラン

ランをやっている中で、特に全体の、大体五年計画ぐらいでつくろうといふやつをひとつ一年前倒

しにしてくれという話で御納得をいただいて、さらにこの再建型の民事再生と今呼ばれている法律

についてはさらに一年ということを中村元法務大臣が唱えて早くなつたというふうに聞いているわ

けであります。

が、そもそも今回、和議法の全面改正と呼ばれてゐる民事再生が出てきたわけでありますけれども、もともとの和議法にどこに問題があつたのか

その後、現在御審議をお願いいたしております民事再生手続の検討を前倒しするなど、当初の事情の変更が生じた次第でございます。さらに、近年、個人債務者の倒産事件が年々増加する傾向にあるということとも御承知のとおりでございまして、個人債務者向けの倒産手続につきましては、民事再生手続に引き続いて早急に制度の整備を図る必要があるものと考えております。法制審議会倒産法部会におきまして現在鋭意御検討いただいているところでございます。

しかしながら、昨今の経済情勢にかんがみますと、これ以外の倒産法全体の整備もできる限り早期に実施すべきものと認識をいたしておりまして、今後も精力的かつ集中的に改正作業を進めていきたい、このように考えておる次第でございます。

○塙恭久君 できる限り早く整備をしたいという大臣の御決意でござりますので、ぜひひとつ前に倒しにお願いをしたい、こう思つてあります。が、危機というか、物事が急がれるときに、今役所に何人いるからこの人数でやればこの程度の日程でしかどうやつたって早くはできないみたいない話がよく出てくるわけであります。

しかし、諸外国を見てみると、例えばアメリカなんかでも、新たな法律あるいは制度を考えるときには、そのとき、例えば一年なら一年、ぱっと人をふやしてやるということをしばしばやるわけであります。

これは、定員で縛られているお役所の方々にとって、やれといったってそれはなかなか難しいわけで、人を雇うにはお金も要るわけありますから。そうなると、やっぱりこれはもう政治決断をちゃんとするかどうか、時の与党がちゃんとやるかどうかということである。

日本の経済危機を脱したとはいながら、私は、先ほどの不良債権のマグニチュードを考えてみれば、今ちょっとよくなっているぐらいいのことであって、一九九六年だって四%の成長をしていましたけれども、結局マイナス成長が二年続いた

り、そういうことになるわけでありますから、やっぱり日本経済の震源地であるいの不良債権、そして企業の側から見れば不良債務の処理について、新しい倒産法を活用しながら経済再生を図っていくということは非常に大事だらうと思うございまして、個人債務者向けの倒産手続につきましては、民事再生手続に引き続いて早急に制度の整備を図る必要があるものと考えておりまし

て、法制審議会倒産法部会におきまして現在鋭意御検討いただいているところでございます。

しかしながら、昨今の経済情勢にかんがみますと、これ以外の倒産法全体の整備もできる限り早期に実施すべきものと認識をいたしておりまして、今後も精力的かつ集中的に改正作業を進めていきたい、このように考えておる次第でございま

す。

再生法は、言ってみればアメリカのチャプターワンというのを模したところも若干あるというふうに聞いております。アメリカでは、私たちが知つてゐるアメリカの企業でこんなところまで一回倒産したのかと、この民事再生にかかったのを倒産とこれからも相変わらず言うとするならば、それを見てもみると、例えばメーシーズというデパートがありますが、これも一回ひっかかるといふだけですね。それから、TWAという飛行機会社がありますけれども、これもそうだ。それから、サウスランドというセブンイレブンの運営会社、これもチャプターワンで立ち直つていらる。あと全米第三位の鉄鋼メーカーでSTVという会社もやっぱりチャプターワンで立ち直つているわけですね。

ですから、知らないうちにこういうものを経て立ち直つてきているということを考えてみれば、この民事再生がきちんと機能するということは、我が国の経済、企業にとても非常に重要な法律になつてくる可能性が大きいと思うわけであります。

この法律の特徴というのは、我々が去年いろいろ議論した中で、経営者にもう一回チャンスを与えるようじゃないかと。一番仕事をしているのはそ

の経営者であります。民事上、刑事上の問題がない限りはもう一回チャンスを与えて再建をするのが考えてみれば一番手取り早いかもわからぬことがあります。

○國務大臣(田井田出男君) 委員御指摘のとおりましたましたが、その特徴というのは、債務者

が事業を継続しながら、いわゆるDIP、データー・イン・ボゼッショーン、占有継続債務者といふわけであります。これが債務や事業の再構築を行える事業再建手段を与えてくれるというのがこの法律だというふうに言われてゐるわけであります。

そうしますと、これは一般的に債務者が債権者よりも有利な立場に立つ可能性があるということを意味してゐるわけであります。先ほど申し上げたアジアの通貨危機の際に、例えばタイとかあいう国で倒産法をIMFのプログラムのもとで直していった、韓国もたしかそうだったと思ひますが、そういう中で、こういふ新しい再建型、つまりもう一回チャンスを経営者に与えるよといふ法のもとで、結構旧財閥系とか古くからのオーナー経営者が居座つてしまつて寝つ転がつちゃつたというようなこともあつたやに聞いています。

アメリカの場合はチャプターワンの運用といふのは、債務者のフレッシュスタートといふか、もう一回やり直しといふこと、それから債権者の実質的な平等分配を図る、それからその二つの目的を実現させるために制度にフレキシビリティを持たせようということだと言われてゐるわけであります。

したがつて、このフレッシュスタートを債務者に与えると言ひながら、実は再スタートする意欲もないような人をもう一回権利を与えて甘やかしてしまつたというようなことになつてはいけないんだろうと思うんです。そうしますと、債権者よりも債務者に力を持たせる可能性があるというときに、債務者が乱用をしないか。こういうことについての具体的な防止手立てというか、そういうことについての手だてはどのようになつてゐるのか

に對しては十年以下の懲役または二百五円以下の罰金という刑罰も定めておりまして、倒産前後に違法行為を犯した経営者の民事、刑事上の責任を厳格に追及するということになつております。

また、財産の隠匿行為などの債務者を害する行為に對しては十年以下の懲役または二百五円以下の罰金という刑罰も定めておりまして、倒産前後に違法行為を犯した経営者の民事、刑事上の責任を厳格に追及するということになつております。

○塙恭久君 今、大臣お答えのように、債務者がこの法律がためにかえつて甘やかされて乱用してしまう、債務者が相対的に損をするというようなことの防止手立ては裁判所を中心にさまざま講じられているというお話をございました。その点は行き過ぎないように、債務者に対するチャンスを与

なつてゐるわけでございますが、一方、再生債務者が事業を継続しながら一方的に債務の減免等を得ることを認めているものではございません。再生計画案において再生債権者の多数の同意を得られる弁済率あるいは弁済方法等を提示しなければならないわけでございまして、また費削減等の経営努力も当然しなければならないものでござります。

そうしますと、これは一般的に債務者が債権者による財産の処分や借財等の一定の行為につき裁判所の許可を要するものといたしておられます。また、裁判所は監査委員による監督を命ずる処分をすることによりまして再生債務者の財産の管理権に制限を加えることもできるわけでござります。

さらに、再生債務者による事業經營が失当である事業につきましては、管財人が選任をされまして從前の経営者の業務遂行権等が奪われる可能性もあるわけであります。さらに、これに加えまして、経営者等の役員の損害賠償義務を簡易迅速に追及するため決定手続による査定の制度を設けております。

また、財産の隠匿行為などの債務者を害する行為に對しては十年以下の懲役または二百五円以下の罰金という刑罰も定めておりまして、倒産前後に違法行為を犯した経営者の民事、刑事上の責任を厳格に追及するということになつております。

○塙恭久君 今、大臣お答えのように、債務者がこの法律がためにかえつて甘やかされて乱用してしまう、債務者が相対的に損をするというようなことの防止手立ては裁判所を中心にさまざま講じられているというお話をございました。その点は行き過ぎないように、債務者に対するチャンスを与

えるといつても行き過ぎないようにならなければいけないということになりますから、しっかりとやっていかなければならぬなというふうに思いますが、あります。

そこで、これまで倒産五法の中で会社更生法は株式会社が対象であるというようなことで、いわゆる中小企業への適用というのがなかなか難しいというお話を随分出ておりました。今回、中小企業国会と呼ばれているわけでありますから、この民事再生法は特に中小企業に向いているというふれ込みでいろいろ言われておりますが、民事再生法はこれに配慮したということですけれども、なぜ会社更生法自体や和議法自体を改正しなかつたのかという問題であります。逆に、大企業は民事再生法を利用できないのかという印象も、余りにも中小企業、中小企業と言つものですから、大企業には使えないのかと。

さつき、アメリカの例でいえば、TWAみたいな大きな会社もみんなチャプターワイレブンでやっているわけであります。が、では日本の今度の民事再生法とアメリカのチャプターワイレブンは違うのかというようなイメージも若干持たれているところがあるんじゃないかなというふうに思うんです。

そうなると、大企業はこの法律を利用できないのか、あるいは利用しにくいということになるんだとすれば、その理由は何だと、どこが使いにくいいのかということをお聞かせいただければと思います。

○國務大臣(日井日出男君) 会社更生手続は、債権及び株主の権利を手続外に置きまして、企業を手続に取り込みまして、組織的な事項についてもこの手続によらなければ変更等ができないものとして、株式会社をめぐるすべての権利関係を更生計画により変更する手続でございます。これに対し再生手続というのは、中小企業等に利用しやすい手続とするために手続構造をできる限り簡素化いたしております。担保権や優先権がある

の組織法的な事項にも原則として変更を加えなものとのいたしております。

このような両手続の相違はその基本的構造にかわるものでございまして、担保権や優先権が付する債権についても権利変更を行わなければ企業の再建の達成ができないような事案や企業の組織法的な事項をも再構築する必要がある事案につきましては、会社更生手続の方がよりふさわしいものと考えられます。そこで、このような独自の存在意義を有する会社更生手続は存続させることとしたしておりますが、たしておりまして、会社更生法の改正によらず、新たに民事再生法を立案したものでございます。

次に、再生手続は、従来、和議手続に対して抜擢されておりました制度上の問題点を解消するとともに、和議手続と比べまして中小企業等にとって再建しやすい法的枠組みを提供し、債権者等の利害関係人にとっても公平かつ透明であり、現在の経済社会に適合した迅速かつ機能的な手続を開築いたしているところでございます。そして、和議手続に対し指摘されておりました制度上の問題点、それらはいずれも和議手続の基本的構造にかかわるものでございまして、和議法の改正によっては十分な対処が困難であるということから、和議法を廃止いたしまして民事再生法により新たな再建型の倒産手続を設けることといたしましたものでございます。

さらに、委員お尋ねの、大企業は再生手続を利用できるのかとのことにつきましては、再生手続は再生債務者となるべき者につきまして法律上何らの限定を設けておりませんので、大企業も再生手続を利用することができるのです。また、大企業であるがゆえに制度上再生手続を利用しない点があるわけではありません。

○塙崎恭久君 調査室がつくってくれた資料にも、中小企業を念頭に置いていると書いているのですから、どうかなと思ってお聞きをしましたけれども、今のお答えでいけば、大企業も全く問題なく使える、そして中小企業も使える、こういうことです。ただ思うんです。今回のふれ込みは個人から法

人まですべて使える、こういうことであらうかと思ひます。

ちょっとと通告をしておりませんが、民事局長おるからあれでされども、個人も使えるわけですね。

○政府参考人(細川清君) 御指摘のとおりでございます。

○塙崎恭久君 そうしましたら、今度は企業の問題に戻りまして、大企業であろうと中小企業であろうとどちらでもいいわけでありますけれども、企業が民事再生手続を利用する場合と会社更生手続を利用する場合とにおける銀行を中心とする債権者、この債権者にとってのメリットそれからメリットというのは、二つにケース分けしてみよう。どういうことになるのか。特に、大企業の場合には銀行はどちらを選択することになることが多いだろうか。この点をちょっと議論してみたいなと思うのでござります。

アメリカは、先ほどのチャプターイレブンなどでよく、後ほどまたお尋ねしますけれども、「デット・エクイティ・スワップみたいなやり方」というのを随分やっておりました。今回の法整備においては、このデット・エクイティ・スワップについてもきちっとやれるようにしてほしいということを私も前々から申し上げておって、深山参考官を中心に頑張ってくれたと思いますが、銀行にとっては、この三月ぐらいにデット・エクイティ・スワップという言葉がえらいはやつて、あたかも何か借金を株式にすぐ取りかえてくれて借金が棒引きになるかのような誤解がありましたけれども、それはとんでもない間違いであります。が、それで銀行が随分怒って、またデット・エクイティ・スワップの議論が少し下火になつてしまましたが、債権者の銀行がそんな簡単に債権を放棄するはずがないわけであつて、再建可能だと思ったときに初めて株式に転換をしてもいいかななどいろいろのことだらうと思うんです。

ですから、債権者たる銀行が会社更生法を望むのか、あるいは今度の民事再生法を選ぶのか、そ

の点をメリット、デメリットを考えながらちょっと頭の体操をしてみるとどんなことになるのかと、いうのをお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(細川清君) 銀行は融資をするに当たり債務者の不動産等に担保権を設定する場合が多いと考えられます。まずこの担保権者の立場から考えてみたいと思います。

担保権者の立場から見た場合には、会社更生手続が担保権をも手続に取り込み更生計画による権利変更の対象としているのに対し、再生手続は、担保権者は手続外で自由に担保権行使することができるることを原則としております。したがいまして、担保権者にとっては再生手続の方が担保権の制約が少ないということが言えるわけございます。

また、今度は、銀行が事業經營に深くかかわっている場合もありますので、企業の維持・継続を図るという観点から見てみますと、会社更生手続は、担保権や優先権がある債権についても権利変更を行い、企業の組織的な事項についても再構築を行いたい得る強力な手続でございますので、そういった点等においてメリットがある反面、非常に嚴重な手続ですから、会社更生手続には非常に費用がかかるというデメリットがあることになります。

他方で、再生手続は、担保権や優先権のある債権を原則として制約せず、企業の組織的な事項についても基本的に変更を加えることはできない手続である点で会社更生のように強力な再建手続ではございませんが、その反面において簡易かつ迅速な手続であるというメリットがあることになります。

なあ、債務者が特に大企業である場合について申し立てをする場合には、当該銀行の立場に応じていずれの手続のメリットが大きいかを勘案して手続を選択するということになるうかと考えられます。

様や程度がさまざまです。それで、銀行がいざれの手続を選択することが多いかというのは一概には言えないであります。やはり事案を見ながら個別的に決めていくことになるのではないかと、いうふうに考えております。

○塩崎恭久君 後でまた出てくるかもわかりませんが、破綻原因が起きた前にこの手続に入れるといふのがこの民事再生の一つの大きな特徴でありますから、銀行は当然債権者として、今度債権者からタオルを投げるというか、それもできるわけですから、能動的に会社をリストラクチャーしようと、それも法的手段がなければできないと考えながら、しかし本当に倒産までさせてしまう手前でやろうということを考えてみると、銀行にとっては、ケース・バイ・ケースということではそういうことなんでしょうけれども、今みたいな、再建をしやすいかもわからないと思つて、銀行は先にタオルを投げてやるかもわからない。そういう意味では民事再生の方が会社更生よりもメリットがあるということはないんですか。

○政府参考人(細川清君) 開始原因につきましては、和議法は破産原因があるときと言つておりますので、これではちょっと時期が遅いということとで大変批判されていました。それで、会社更生手続と今回の再生手続を比較いたしますと、開始原因はほぼ同一でござりますので、その点は余り差がないというふうに言えると思います。

○塩崎恭久君 実は、その会社更生法というのは、導入したときからチャプターイレブン的なこともできるという建前で導入をされているんで、本当はできるはずだと、今の、破産原因がなくても、導入したときからチャプターイレブン的なことがあります。それは、通告もしておりませんが、何で会社更生法で本来は再建型、会社更生ですか。

ずれの手続を選択することが多いかというのは一概には言えないであります。やはり事案を見ながら個別的に決めていくことになるのではないかと、いうふうに考えております。

○塩崎恭久君 後でまた出てくるかもわかりませんが、破綻原因が起きた前にこの手続に入れるといふのがこの民事再生の一つの大きな特徴でありますから、銀行は当然債権者として、今度債権者からタオルを投げるというか、それもできるわけですから、能動的に会社をリストラクチャーしようと、それも法的手段がなければできないと考えながら、しかし本当に倒産までさせてしまう手前でやろうということを考えてみると、銀行にとっては、ケース・バイ・ケースということではそういうことなんでしょうけれども、今みたいな、再建をしやすいかもわからないと思つて、銀行は先にタオルを投げてやるかもわからない。そういう意味では民事再生の方が会社更生よりもメリットがあるということはないんですか。

○政府参考人(細川清君) 開始原因につきましては、和議法は破産原因があるときと言つておりますので、これではちょっと時期が遅いということとで大変批判されていました。それで、会社更生手続と今回の再生手続を比較いたしますと、開始原因はほぼ同一でござりますので、その点は余り差がないというふうに言えると思います。

○塩崎恭久君 実は、その会社更生法というのは、導入したときからチャプターイレブン的なこともできるという建前で導入をされているんで、

本当はできるはずだと、今の、破産原因がなくて

も、導入したときからチャプターイレブン的なこ

ともでありますから。しかし、それをやってこなかつたわけですね。それは、通告もしておりませんが、何で会社更生法で本来は再建型、会社更生ですか。

○塩崎恭久君 ありがとうございます。

○政府参考人(細川清君) これは大変難しい法律

上の問題ですが、一般的に民事訴訟を提起しない

手続をして債権者間の公平を図るという公益的性

格を有するものでありますから、お尋ねの、再生

手続の申し立て権を事前に制限する契約の効力に

ついても、破産の場合と同様に、債務者の申し立て

権の制限については無効、債権者の申し立て権

の制限については原則として有効、そのように解

なっています。

○塩崎恭久君 よくわかりました。

今、破産原因が生ずる前に手続を申し立てる

ことができるということ、そして早期の段階にお

ける再建への道を開けるということなんですが、

この申し立て権の問題について若干お話を聞きた

いと思うんですけども、特に資産流動化の場合

などでは大変必要になる措置でありますけれど

も、破産法ないし民事訴訟法上の取り扱いとして

申しだすのが通常である小口債権者の保護の観点か

ら、そのような債権者との間の契約について、例

えば約款で一律に制限しているとか、そういうこ

とがあれば例外的にその効力が否定される場合も

あり得ると考えられております。この点もアメリ

カでも結論は同じであるというふうに承知してい

ます。

再生手続も、破産手続と同様に法的な倒産処理

手続をして債権者間の公平を図るという公益的性

格を有するものでありますから、お尋ねの、再生

手続の申し立て権を事前に制限する契約の効力に

ついても、破産の場合と同様に、債務者の申し立て

権の制限については無効、債権者の申し立て権

の制限については原則として有効、そのように解

なっています。

○塩崎恭久君 よくわかりました。

今、破産原因が生ずる前に手続を申し立てる

ことができるということ、そして早期の段階にお

ける再建への道を開けるということなんですが、

この申し立て権の問題について若干お話を聞きた

いと思うんですけども、特に資産流動化の場合

などでは大変必要になる措置でありますけれど

も、破産法ないし民事訴訟法上の取り扱いとして

申しだすのが通常である小口債権者の保護の観点か

ら、そのような債権者との間の契約について、例

えば約款で一律に制限しているとか、そういうこ

とがあれば例外的にその効力が否定される場合も

あり得ると考えられております。この点もアメリ

カでも結論は同じであるというふうに承知してい

ます。

再生手続も、破産手続と同様に法的な倒産処理

手続をして債権者間の公平を図るという公益的性

格を有するものでありますから、お尋ねの、再生

手続の申し立て権を事前に制限する契約の効力に

ついても、破産の場合と同様に、債務者の申し立て

権の制限については無効、債権者の申し立て権

の制限については原則として有効、そのように解

なっています。

○塩崎恭久君 ありがとうございます。

○政府参考人(細川清君) これは大変難しい法律

上の問題ですが、一般的に民事訴訟を提起しない

手続をして債権者間の公平を図るという公益的性

格を有するものでありますから、お尋ねの、再生

手続の申し立て権を事前に制限する契約の効力に

ついても、破産の場合と同様に、債務者の申し立て

権の制限については無効、債権者の申し立て権

の制限については原則として有効、そのように解

なっています。

○塩崎恭久君 ありがとうございます。

○政府参考人(細川清君) これは大変難しい法律

上の問題ですが、一般的に民事訴訟を提起しない

手続をして債権者間の公平を図るという公益的性

格を有するものでありますから、お尋ねの、再生

手続の申し立て権を事前に制限する契約の効力に

ついても、破産の場合と同様に、債務者の申し立て

権の制限については無効、債権者の申し立て権

の制限については原則として有効、そのように解

なっています。

○塩崎恭久君 ありがとうございます。

○政府参考人(細川清君) これは大変難しい法律

上の問題ですが、一般的に民事訴訟を提起しない

手続をして債権者間の公平を図るという公益的性

格を有するものでありますから、お尋ねの、再生

手続の申し立て権を事前に制限する契約の効力に

ついても、破産の場合と同様に、債務者の申し立て

権の制限については無効、債権者の申し立て権

の制限については原則として有効、そのように解

なっています。

○塩崎恭久君 ありがとうございます。

○政府参考人(細川清君) これは大変難しい法律

上の問題ですが、一般的に民事訴訟を提起しない

手続をして債権者間の公平を図るという公益的性

格を有するものでありますから、お尋ねの、再生

手続の申し立て権を事前に制限する契約の効力に

ついても、破産の場合と同様に、債務者の申し立て

権の制限については無効、債権者の申し立て権

の制限については原則として有効、そのように解

なっています。

○塩崎恭久君 ありがとうございます。

○政府参考人(細川清君) これは大変難しい法律

上の問題ですが、一般的に民事訴訟を提起しない

手続をして債権者間の公平を図るという公益的性

格を有するものでありますから、お尋ねの、再生

手続の申し立て権を事前に制限する契約の効力に

ついても、破産の場合と同様に、債務者の申し立て

権の制限については無効、債権者の申し立て権

の制限については原則として有効、そのように解

なっています。

○塩崎恭久君 ありがとうございます。

○政府参考人(細川清君) これは大変難しい法律

上の問題ですが、一般的に民事訴訟を提起しない

手続をして債権者間の公平を図るという公益的性

格を有するものでありますから、お尋ねの、再生

手続の申し立て権を事前に制限する契約の効力に

ついても、破産の場合と同様に、債務者の申し立て

権の制限については無効、債権者の申し立て権

の制限については原則として有効、そのように解

なっています。

○塩崎恭久君 ありがとうございます。

○政府参考人(細川清君) これは大変難しい法律

上の問題ですが、一般的に民事訴訟を提起しない

手続をして債権者間の公平を図るという公益的性

格を有するものでありますから、お尋ねの、再生

手続の申し立て権を事前に制限する契約の効力に

ついても、破産の場合と同様に、債務者の申し立て

権の制限については無効、債権者の申し立て権

の制限については原則として有効、そのように解

なっています。

○塩崎恭久君 ありがとうございます。

○政府参考人(細川清君) これは大変難しい法律

上の問題ですが、一般的に民事訴訟を提起しない

手続をして債権者間の公平を図るという公益的性

格を有するものでありますから、お尋ねの、再生

手続の申し立て権を事前に制限する契約の効力に

ついても、破産の場合と同様に、債務者の申し立て

権の制限については無効、債権者の申し立て権

の制限については原則として有効、そのように解

なっています。

○塩崎恭久君 ありがとうございます。

○政府参考人(細川清君) これは大変難しい法律

上の問題ですが、一般的に民事訴訟を提起しない

手続をして債権者間の公平を図るという公益的性

格を有するものでありますから、お尋ねの、再生

手続の申し立て権を事前に制限する契約の効力に

ついても、破産の場合と同様に、債務者の申し立て

権の制限については無効、債権者の申し立て権

の制限については原則として有効、そのように解

なっています。

○塩崎恭久君 ありがとうございます。

○政府参考人(細川清君) これは大変難しい法律

上の問題ですが、一般的に民事訴訟を提起しない

手続をして債権者間の公平を図るという公益的性

格を有するものでありますから、お尋ねの、再生

手続の申し立て権を事前に制限する契約の効力に

ついても、破産の場合と同様に、債務者の申し立て

権の制限については無効、債権者の申し立て権

の制限については原則として有効、そのように解

なっています。

○塩崎恭久君 ありがとうございます。

○政府参考人(細川清君) これは大変難しい法律

上の問題ですが、一般的に民事訴訟を提起しない

手続をして債権者間の公平を図るという公益的性

格を有するものでありますから、お尋ねの、再生

手続の申し立て権を事前に制限する契約の効力に

ついても、破産の場合と同様に、債務者の申し立て

権の制限については無効、債権者の申し立て権

の制限については原則として有効、そのように解

なっています。

○塩崎恭久君 ありがとうございます。

○政府参考人(細川清君) これは大変難しい法律

上の問題ですが、一般的に民事訴訟を提起しない

手続をして債権者間の公平を図るという公益的性

格を有するものでありますから、お尋ねの、再生

手続の申し立て権を事前に制限する契約の効力に

ついても、破産の場合と同様に、債務者の申し立て

権の制限については無効、債権者の申し立て権

の制限については原則として有効、そのように解

なっています。

○塩崎恭久君 ありがとうございます。

○政府参考人(細川清君) これは大変難しい法律

上の問題ですが、一般的に民事訴訟を提起しない

手続をして債権者間の公平を図るという公益的性

格を有するものでありますから、お尋ねの、再生

手続の申し立て権を事前に制限する契約の効力に

ついても、破産の場合と同様に、債務者の申し立て

権の制限については無効、債権者の申し立て権

の制限については原則として有効、そのように解

なっています。

○塩崎恭久君 ありがとうございます。

○政府参考人(細川清君) これは大変難しい法律

上の問題ですが、一般的に民事訴訟を提起しない

手続をして債権者間の公平を図るという公益的性

格を有するものでありますから、お尋ねの、再生

手続の申し立て権を事前に制限する契約の効力に

ついても、破産の場合と同様に、債務者の申し立て

権の制限については無効、債権者の申し立て権

の制限については原則として有効、そのように解

なっています。

○塩崎恭久君 ありがとうございます。

○政府参考人(細川清君) これは大変難しい法律

上の問題ですが、一般的に民事訴訟を提起しない

手続をして債権者間の公平を図るという公益的性

格を有するものでありますから、お尋ねの、再生

手続の申し立て権を事前に制限する契約の効力に

されども金も借りられないということをじつとしていて、どんどん日本じゅうが青空駐車場にならぬかもわからないぐらいの勢いでふえているということで、大変にゆきしきことだと思うんです。これにはいろいろとやるべきことがありますけれども、きょうはこの議論の場ではないのでやめますが、このD-I-Pファイナンス、デッター・イン・ポゼッションのファイナンスが可能になるというものが今回の民事再生法の一つの特徴である、こういうわけであります。大いに期待をしてい るわけであります。

て申し立て前の債権より優先するという担保権を与えると、それから、申し立て前の債権の担保とニューマネーの担保を入れかえるというクロコラテラルというのがアメリカなどでは行われているわけでありますけれども、これは今回この記事再生法では認められなかつたということだと申します。

それで、申し立て前の担保権者に適切な保護を与えた上で担保権を解除するといういわゆるアグリットプロテクション、これは一応したしかやわらかくいうようにしていただいていると思うのですが、今

する最優先の順位を付与することになります。しかし、再生手続上、共益債権にできる請求権はいずれも再生債権者全体の利益に資する共益的費用としての性格を有するもので、御指摘のような制度を導入することは他の共益債権の保護との関係で支障が生ずるおそれがあります。他の共益債権、例えば開始後の労働者の賃金と比べてこちらが優先になるということが多いかどうかということがありまますので、この点は今後なお慎重に検討する必要があるのではないかということで今回は入れないことにいたしたわけでござります。

けでござります。
○塩崎恭久君 今のスーパーブライオリティーと
ちよつと違いますが、アメリカの場合には今ペイ
オフというものが問題になっていますけれども、預
金債権を他の債権よりも優先するというのがあつ
たりして随分考え方が違うなという気がいたすわ
けであります。なおこの辺の問題は、先ほどの
労働債権等々の問題も含めてこれから、これが施
行になってから実際にやってみて、やっぱりこう
いう問題を解決して今申し上げたような制度を導
入した方がいいということもあり得ると私は思

通常、会社更生手続に入るためには手続中の運転資金が必要で、それゆえ新たな運転資金等を提供するスポーツセンターがついていない限りは会社更生手続というのはうまくいかないということだと見えうんです。民事再生手続では、会社更生法の百十九条の三、二百八条の五号と同様の規定を置いて、仮に破産手続への移行があった場合でも、民事再生手続の申請があればニューマネーの債権者は必ず共益債権、財団債権として保護されるということになっていて、民事再生手続を受ける債務者に対する融資が行われやすくなる効果がある、こう言われているわけあります。

ですから、このDIPファイナンスができると、いうことが、この日本の、さっき言ったような、不良債権がたくさんあるということは不良債務を抱えた企業がこれによつてもう一回チャンスを与えられる一つの大変なファクターであるわけあります。ですけれども、このDIPファイナンスを共益債権とするだけでは、銀行の貸し渋りが続く今の施策としては不十分で、さらにこうした機能を充実させることが大事です。

・アメリカの例をよくよく考えてみると、裁判所の判断によりますけれども、いわゆるスーパー・プライオリティーとアメリカで言られているニューマネーの貸し手に手続中における共益債権の中で最も優先の弁済順位を与えるというようなことであるとか、それから担保順位でプライマリーリンクという制度があって、ニューマネー債権に対し

○政府参考人(細川清君) 一般論といたしまして、企業の再建のためにスponサーから新たな資金を得ること、すなわちD·I·Pファイナンスの導入を開くということは非常に再建のために重要なことでござります。それで、ただいまのお尋ねは、米国の連邦倒産法第一章の三百六十四条にある三つのものを採用しなかったのはなぜかということでござりますので、順次お答えを申し上げたいと思ひます。

まず、スレーパーブライオリティーと申しますのは、先ほどの条文におきまして、手続開始後の新規融資について手続上通常の管理費用の地位を占めるだけでは信用供与が得られない場合に、裁判所の許可を得て最優先の弁済順位を有する債権を負担することと承知をしております。つまり、今回の法案の中では同じく共益債権というものの中でも優劣をつけているという法制でございます。我が国において同様の制度を導入する場合には、一部の共益債権について他の共益債権に優後権

一番目のプライマリーリーンの問題でございまして、先ほどの米国連邦倒産法の条文の中において先取り特権を設定することによって信用供与を受けができるという制度だというふうに承知しております。この点は再生手続におきましても、他の担保権が付いていない債務者の財産等について先取り特権を設定することによって信用供与を受けます。この点は再生手続におきましても、他の担保権が付いていない債務者の財産等について先取り特権を設定することによって信用供与を受けた後に新たに担保権を設定して新規に融資を受けることは、明文の規定はありませんが可能でございます。もつともこれがついては通常の場合は裁判所の許可が必要だということにならうかと思ひます。

三番目のクロスコラテラルでございますが、これは倒産手続開始前の債権者が手続開始後も融資を継続する条件として、手続開始後に設定を受けた担保権によって手続開始前の債権についても担保するものとする合意を意味するものだと承知しております。そして、このような合意の有効性については、米国倒産法上は明文の規定がございませんで、解釈上も有効とする見解と無効とする見解に分かれておりまして、判決例も両方あるということのようでござります。

このような制度を導入いたしますことは、手続開始前の債権者相互の間で一部の債権者の債権を優遇し、平等でない取り扱いを正面からする結果となりますので、この点についてもなお今後必要性等について慎重に検討する必要があるんではないかということで、今回は取り入れていないわ

ますので、ぜひ引き続いて施行されてからの運用状況をよくご覧いただいて、必要なものは問題を解決した上で取り上げていただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひをしたいとふうに思っています。

それで、先ほど冒頭にちょっとと申し上げましたいわゆるデット・エクイティ・スワップであります。が、先ほど申し上げたチャプターイレブンを使って再建されたアメリカのデパートのメーシーズなどもやはりこのデット・エクイティ・スワップというのを使っているわけであります。

実は、このデット・エクイティ・スワップといいのは何もアメリカの専売特許じゃなくて、イギリスなどでもやって、ユーロトンネルのときにもやって、日本に債権者である人たちも実はいて、余りその人たちはいい印象を持ってないという話がありますけれども、しかしケース・バイ・ケースで、アメリカのケースというのもいろいろ私も見てみましたけれども、株式といつてもいろんな株式、いわゆる普通株であったり優先株であったり劣後ローンであったり、いろんな形のもともとの融資が変わっているケースがあつたわけであります。

今度の民事再生ではこのいわゆるデット・エクイティー・スワップを実施することが可能ということになっているわけでありますけれども、問題は、その既存の株主の責任のとり方というか、新しく債権を持っている人が株主になるわけであります。

する最優先の順位を付与することになります。しかし、再生手続上、共益債権にできる請求権はいずれも再生債権者全体の利益に資する共益的費用の性格を有するもので、御指摘のような制度を導入することは他の共益債権の保護との関係で支障が生ずるおそれがあります。他の共益債権、例えば開始後の労働者の賃金と比べてこちらが優先になるということがいかどうかということがあるので、この点は今後なお慎重に検討する必要があるのではないかということで今回は入れないことにいたしました。

「一番目のプライマリーリーンの問題でございます。先ほどの米国連邦倒産法の条文の中において規定があるわけございますが、他の担保権についていない再生債務者の財産等について先取り特権を設定することによって信用供与を受けることができるという制度だといふうに承知しております。この点は再生手続におきましても、他の担保権がついていない債務者財産等に新たに担保を設定して新規に融資を受けることは、明文の規定はありませんが可能でございます。もっともこれについては通常の場合は裁判所の許可が必要だということにならうかと思います。

三番目のクロスコラテラルでございますが、これは倒産手続開始前の債権者が手続開始後も融資を継続する条件として、手続開始後に設定を受けた担保権によって手続開始前の債権についても担保するものとする合意を意味するものだと承知しております。そして、このような合意の有効性につきましては、米国倒産法上は明文の規定がございませんで、解釈上も有効とする見解と無効とする見解に分かれておりまして、判決例も両方あるということのようでございます。

このような制度を導入いたしますことは、手

けでございます。

○塩崎恭久君 今のスーパープライオリティーとちょっとと違いますが、アメリカの場合にはペイオフというものが問題になっていますけれども、預金債権を他の債権よりも優先するというのがありますので、から実際にやってみて、やっぱりこうたりして随分考え方方が違うなという気がいたすわけであります。なおこの辺の問題は、先ほどの労働債権等々の問題も含めてこれから、これが施行になってから実際にやってみて、やっぱりこういう問題を解決して今申し上げたような制度を導入した方がいいということもあり得ると私は思いますので、ぜひ引き続いて施行されてからの運用状況をよくこらんいただいて、必要なものは問題を行になってから実際にやってみて、やっぱりこういうふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと申します。

それで、先ほど冒頭にちょっと申し上げましたいわゆるデット・エクイティ・swapであります。先ほど申し上げたチャプターレブンを使つて再建されたアメリカのデパートのメーシーズなどもやはりこのデット・エクイティ・swapでございます。実は、このデット・エクイティ・swapというのは何もアメリカの専売特許じゃなくて、イギリスなどでもやって、ユーロトンネルのときに使つて、日本に債権者である人たちも実はいい余りその人たちはいい印象を持ってないという話がありますけれども、しかしケース・バイ・ケースで、アメリカのケースというのもいろいろ私も見てみましたけれども、株式といつてもいろんな株式、いわゆる普通株であったり優先株であったり劣後ローンであったり、いろんな形の、もともとの融資が変わっているケースがあつたわ

四

ますけれども、当然その会社がそういう状態になつたということは株主に責任が最初に行くわけであって、その辺の既存の株主の責任ということは今回の手続においてはどのようになつてゐるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(細川清君) 既存の株主の責任が一番問題になりますのは、典型的な事例は会社が債務超過になつていているという場合でございまして、そういう場合にはつきましては、一本法条では裁判所

の許可により再生計画の定めによる資本の減少に関する条項と、それから新たに新株を発行するための授権資本額の増額のための定款の改正というものを再生計画案に記載することができることに

なっております。これは新たな経済的支援者つまりスポンサーによる支援を促進するためのものでございます。株式が発行された場合に、減資をしておりませんと新たな資金の価値が薄まってしまって、また既存の株主は何ら出捐をしてないのに価値が出てきてしまうという問題がありますので、そういう新たなスポンサーによる支援を促進するためのものであります。

こういったことと並行して、再生債務者が新株を発行して、その際に再生債権者がその有する債権を現物出資することによっていわゆるデット・エクイティ・スワップができるようになるわけでございます。

繰り返しになりますが、先ほどのように、資本を減少するということによってその既存の株主の株主責任がとられるということにならうかと考えております。

○塙崎恭久君　今のその減資の手続ですが、通常減資するということなれば特に株主総会の三分の一の同意が要るということだと思うんですが、

○政府参考人(細川清君) 御指摘のとおり、商注では減資の手続に特別決議が必要でござりますが、再生手続がなされている株式会社におきまへうか、お答えいただけますか。

通常の手続による必要があるわけでござりますが、その当該会社が債務超過である場合には、再生計画の中に入れるることによって、そしてそれが多数の債権者の同意を得られることによつて、裁判所が許可をすればその特別決議がなくても資本の減少の効果が生ずるということにしておるわけでござります。

その理由は、一つは、債務超過になつてゐる場合には株主権の実質的価値がないということから、そういうことにしても問題はないというふうに判断したわけである。いま。

○塩崎恭久君 わかりました。
きょうは金曜日でもござりますので、そろそろ
大臣の、今いろいろずっと議論をしてまいりま
たが、去年トータルプランをいろいろおやりにな

られました。それから山本政務次官もおいでございましたが、弁護士として今まで倒産手続をわとりになつたことがあるかどうかよく存じ上げませませんが、まず政務次官に、この民事再生手続を導入

することによってどういふメリットがあるのかと、いうことを含めて、最初で最後の質問を、お考えをひとつ政務次官にお願いしたいと思います。

うと思ひます。日本の企業の中の九割近くが中小企業と言われる企業でございまして、その何よりの経営のエネルギーというのはその経営者のいわば経営ノウハウでございまして、そのノウハウを

みすみす全体に不況であるからといって見捨てて破産に持っていくよりも、その手前で社会経済的なその損失を阻止して生かしていくということはもう最大のメリットだろうというよう思いました

す。
それから和議は、私も管財人の経験がございま
すが、そのときに本当にかわいそつだなと思うの
ですが、（年齢を重ねて）もううつらうつらして、皆音符（ノトフウ）で

に、再建築面積をきつたりつけて債務者がそれを三割は払ってくれるねと約束をしてそれに期待をかけても、何の強制力もないわけでありまして、今回のこの民事再生法では、債権者表に載ら

ました債権者は回収に執行力がつくわけでもない」とぞいります

○塩森久
の法律は、
範囲内にお
と、こう書
ますから、その意味におきましては大変強力な債
権者の味方にもなり、債務者の味方にもなるとい
う充実した法制ができ上がったと私は思つております
ので、ひとつ御指導をよろしくお願ひいたし

○塙崎恭久君 最後に大臣に、今の政務次官のお話も含め、「これからこの民事再生手続に期待するもの、それから聞くところによると、大臣は個事でござい」とおっしゃる。先ほど

人の破産法制度もきちっとやらなきゃいかぬ、こういうふうにおっしゃっていただいているようあります。この法律 자체が個人にも使えるといいな
議での成立
願い申し上
いただきま

がら、これで全部やるというわけにもいかないわけでも、やっぱり個人の法則は法則でやるんだろうというふうに私自身も思つておりますが、その辺の問題も含めて、ひとつ今後に対する御決意のは
○委員長(岡田) ありがとうございます。この程度に
午後

○國務大臣(白井日出男君) 塩崎先生とともに仕事をしてまいっておりまして、個人の破産法制も全体的な中でもってぜひとも至急につくらなければ最後にお伺いをしたいと思います。

ればいけない。冒頭に私、大変個人の自己破産の人たちもふえているということをお話したまして、できるだけ早く実行に移したい、こういうふうに考へておられる次第でござりますが、この再生

手続によりまして、意欲ある中小企業者に対しまして再生のための簡易なかつ迅速な手続というものを提供することができるわけでございます。また一方、債権者にとりましても公平なかつ透明なもの

のになつておなりまして、双方に大変アラスが多い仕組みになつておられるのでござります。現下の経済情勢を考えまして、一日も早くこの法案が成立をし、多くの方々にプラスになるようになつていただきたい

たきたい、このよう考へてゐるが第でございま
す。

多くの方々に利用していただるためにも、この法案の周知徹底を図りまして、迅速なかつ機能的なそうした手続が運用できますようにさらに一層努力をいたしてまいりたいと考えている次第で

平成十一年十一月二十日印刷

平成十一年十一月二十一日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局